

第5回大阪市路上喫煙対策委員会 会議録

1 日 時 平成19年7月5日(木) 午後1時35分～午後2時55分

2 場 所 環境局 第1・第2会議室

3 出席者

○ 委 員 等 (敬称略)

委員長 鬼追 明夫 (弁護士「なにわ共同法律事務所」)

委員長代理 松本 和彦 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授 (憲法・環境法))

委 員 坂口 勝治 (大阪南部たばこ商業協同組合 理事長)

〃 西田 賢治 (大阪商工会議所 常務理事 事務局長)

〃 花嶋 温子 (大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師)

〃 森田 昭信 (大阪市地域振興会 会長)

○ 大 阪 市

環境局 事業部業務企画担当課長 企画部廃棄物処理計画担当課長

4 会議録

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

ただいまから第5回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理の田中でございます。よろしく申し上げます。

まず、本日の出席状況のご報告でございますが、現在、欠席のご連絡を西岡委員からいただいております。

本委員会は、「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第3条第2項に基づきまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は7名のうち6名のご出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本日の傍聴者は9名でございます。報道関係者も2名、取材に入っておられますこと

を、あわせてご報告いたします。

それでは、議事等に移ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

事務局からは以上でございます。それでは、議題に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしく申し上げます。

(鬼追委員長)

それでは、皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、前回、皆様方のご了解を得まして、路上喫煙禁止地区の指定に関する中間答申のたたき台に基づいて正副委員長で意見のとりまとめを行なって、市長に中間答申書を提出させていただくということでご了解を得ました。その後、松本副委員長にも随分とご尽力をいただきまして、中間答申書が出来上がりました。念のために皆様方に数日前にお送りをさせていただきまして、特にご異存のある方がいらっしゃらなかったのも、予定どおり先月28日11時半に市長に答申をいたしました。その際、当委員会に対して大変ねんごろな感謝のお言葉がございましたので、ご報告申し上げます。

その後の推移につきましては、昨日、当委員会の答申に基づきまして、市長において禁止地区の告示を委員会の答申書のとおりなさいました。そのセレモニーがありました。残念ながら私は出席できませんでしたが、そのセレモニーの席でも、当委員会の労をねぎらうという趣旨のご発言をいただいたようでございますので、これもあわせてご報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。喫煙設備についてでありますけれども、まず本議案について事務局から説明をお願いいたします。

(事業部業務企画担当課長)

(「第5回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼迫委員長)

まず、今のご説明について、何かご質問ございますか。

(森田委員)

神戸市は、やってないんですか。参考資料にはないですね。

(事業部業務企画担当課長)

神戸市はないですね。

(事務局)

置いています。

(事業部業務企画担当課長)

神戸市として置いておられるということ？

(事務局)

表には載っていませんけど、10年ほど前につくられたポイ捨て条例とセットの条例で、一応禁止地区はあって、そこに設置されていると聞いています。

(事業部業務企画担当課長)

ちょっと取り扱いが違うので、分けております。

(坂口委員)

話は少しさかのぼりますが、平成19年3月5日、大阪市建設港湾委員会での關市長の答弁でございますが、ちょっとここで読ませていただきます。

「改めて申し上げるまでもなく、今回の路上喫煙の防止に関する条例案、この趣旨は、喫煙そのものを否定しているわけではもちろんないわけですし、他人に迷惑あるいは被害を与えるおそれのある喫煙を規制して、一定のルールを守って喫煙するということを促すというものであります。喫煙場所の確保ですが、これは検討すべき課題の1つというふうに認識をいたしております。そのため、この条例案では、たばこ店あるいはコンビニなどの敷地に置かれている灰皿等については、規制の対象外にしております。また、行政が主体となって、喫煙場所の確保については、条例案の趣旨、目的に沿うような場所確保等の問題も含めまして、今回、設置いたします路上喫煙対策委員会からのご意見なども聞いた上で判断をしていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、愛煙家からたばこを取り上げるというような条例ではなくて、条例化することによって、たばこを吸わない人あるいは間接喫煙で異常にダメージを受けるような病気を持っているような人、そういう人からも理解が得られるような、そういう喫煙場所の整備ということになるようにしていきたいというふうに考えておりますので、いずれにしましても誤解がないようによろしくお願いいたしますと思います」。

というふうに關市長さんの答弁がありますように、路上喫煙の防止に関する条例案の趣旨は、喫煙そのものを否定しているわけではない。他人に迷惑あるいは被害を与えるおそれのある場所を規制して、一定のルールを守って喫煙するということを促しているとのことでした。

また、喫煙場所の確保について、これは検討すべき課題の1つとのご認識で、そのため、この条例案では、たばこ店あるいはコンビニなどの敷地に置かれている灰皿等については、規制の対象外にしている。さらに、行政が主体となつての喫煙場所の確保については、条例案の趣旨、目的に沿うような場所の確保等の問題も含めまして、今回、設置いたします路上喫煙対策委員会からのご意見なども聞いた上で判断とのご答弁でございました。

また、今回、御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺を禁止地区に設定するに当たっても、喫煙そのものを否定するものではなく、迷惑、被害を与えるおそれのある喫煙を防止し、一定のルールを守って喫煙を促すとの意味から、禁止地区内、あるいはその近辺において喫煙場所を整備し、その場所から、この条例の趣旨・目的を広く市民に伝えていくことが必要ではないかと考えます。非喫煙者、喫煙者の双方が、お互いを認め合い、たばこを吸われない方からも、「あそこでマナーを守って吸っているのであれば」との理解を得られる喫煙環境の整備について意見答申していくことが、我々の責務ではないでしょうか。

(鬼迫委員長)

ご意見は後でまたおっしゃっていただきますが、ご質問があれば出してください。ご意見でしょう？ ご意見は後でうかがいますよ。そのように考えておりますので、今のご説明の中で、これはどうだ、あれはどうだというご質問があれば、どうぞ出してくださいとお願いしているんです。

(坂口委員)

今回の条例の趣旨や目的も、いわば喫煙者、非喫煙者がお互いを認め合う、たばこを吸われる方と吸われない方の共存ではないでしょうか。喫煙者のマナーについて、ポイ捨ての防止等を含め、しっかり啓発を図っていく中で、今回の禁止地区について広く周知、理解促進に向けた活動の必要があるかと考えますが、喫煙者を一方的に締め出してしまうことで御堂筋を一步出れば大丈夫ということではなく、喫煙場所を整備した上で、「御堂筋は喫煙禁止地区ですよ。でも、ここでマナーを守って吸っていただければ大丈夫ですよ。喫煙者を締め出しているわけではありませんよ。でも、マナーはちゃんと守ってください」と訴えていくほうが、大阪に合ったやり方ではないでしょうかと私は思います。以上です。

(鬼迫委員長)

先ほどの市のご説明でご質問はございませんか。なければご意見をうかがいたいと思います。

この問題を少し整理しますと、まず喫煙設備を設けるか設けないか。これが、まず第一段としてあります。今の坂口委員のご発言は、この前の中間答申書にも、随分と副委員長にもご苦労いただいて、喫煙される方とそうでない方との共存ということを書いていますから、それは委員の皆様もよくご理解になっていらっしゃると思います。まず、喫煙設備の問題につきまして、禁止地区内に設けるか設けないか。それについてご意見いただきたいと思います。

(森田委員)

今、議長がおっしゃっております、地区を設けるか設けないか。私は、設けたほうがいいと思います。しかし、私、地域振興会を掌握している中で、この問題が会議で出まして、なぜ中央部だけがこれなんだと。ほかはどこで吸ってもええのかという問題が出たわけです。

私は、将来において、やはりどの区でも検討されて、こういう場所を設けられるのがいいの

ではなかろうかと。大阪市全体が禁止だということになっているのだから、場所を設けられるのはいいのではないか。

それと、8月25日から行なわれます世界陸上で、百三、四十カ国から来られます。大阪はきれいなまちだなあ、いいなあと言われるようにするには、たばこも、きれいにする問題としてある。選手とか応援の人は御堂筋ばかりに来られるわけではないから、全面的に禁止地区をして、設けられるほうがいいのではなかろうかと思えます。その点もよく考慮していただきたいなと思っています。

(松本委員長代理)

前回の会議の時に、私は、禁止地区というのは、喫煙が禁止される例外的な区域であると申し上げました。例外的な区域ですので、その例外的な区域に喫煙設備を設けるということは、例外の例外を設けることだから、それはかなり無理のあることであろうと申し上げたわけです。ただ、前回も若干留保はしておいたところですが、条例の規定を見る限りは、喫煙設備を許容するという規定がございまして、このところをどう考えるかという問題が残っていたのではないかと思います。

ただ、もし禁止地区内に喫煙設備を設けるとしても、禁止地区設定の趣旨と矛盾してはなりません。禁止地区を設定した以上、これだけは譲ることができない一線ではないかと思うわけでありまして、逆に言うと、禁止地区を設定した趣旨と矛盾しない限りにおいて喫煙設備を設けることも、また一考に値するのではないかと考えます。

そういたしますと、喫煙禁止地区を設定した趣旨は何かということが問題となるわけですが、先ほど大阪市からも説明がありましたように、それはやはり分煙の確保ではないかと思うわけです。要するに、喫煙者が非喫煙者に迷惑をかけないように喫煙のマナーを守って喫煙を行なうということでありまして、そのためには分煙を徹底するという事だろうと思えます。つまり、喫煙設備を分煙施設であるととらえる限りにおいて、禁止地区設定の趣旨と矛盾しないのではないかと考える次第です。

その場合、喫煙設備を設置するには、いくつか条件があるのではないかと思います。第一に、喫煙設備は人通りの多いところからは十分に距離をとって設けないといけないということです。この点については、先ほどのご説明にもありましたし、常識的にも了解されるのではないかと思います。要するに迷惑の防止、被害防止ということですね。

第二に、見映えとか景観の確保といったことも大事です。つまり、喫煙設備の存在が禁止地区の持っている喫煙マナー向上のPR効果を損なわないようにするという事です。もし喫煙設備を設けるのであれば、施設の見映えについても、気を配らなければいけないと思います。

最後に1つ。これは先ほどのご説明にはなかったことですが、私が思いますに、喫煙設備を設置する場所の明確性に配慮する必要があるということです。つまり、どこが喫煙の許容された場所であるかということを確認にして、喫煙場所と非喫煙場所の線引きをきちっとするという事です。我々が最初に議論しましたように、分煙の確保を考える以上、どこが禁止地区なのかを明確にしなければなりませんでしたが、喫煙設備を設ける場合も発想は同じでありまして、どこが喫煙の許容された場所なのかをはっきりさせておくことが大事です。喫煙者にとっても非喫煙者にとっても、どこが喫煙の許容されている場所なのかを明確にわかることが非常に重要でありまして、きちっとした線引きがされる限りにおいて、こういう喫煙設備も許容されるのではないかと思う次第です。

ただ1つ危惧いたしますのは、喫煙設備を設けて、そして喫煙が許容される場所を明確にしたとしても、そこでたばこが吸われるとなると、たばこの煙が、場合によっては喫煙設備の付近地を越えて拡散していく可能性は残るということです。煙があまり大量に発生いたしますと、許された場所を越えてどんどん広がって行って、それが周囲の人々に迷惑を及ぼすという危惧もないわけではありません。

しかし、これはちょっとやってみないとわからないようなところがございまして、今、私が申し上げたような危惧が現実化して、禁止地区内にたばこの煙が充満するような事態は起きるかもしれませんし、起きないかもしれません。そこで、もしたばこの煙の被害が目にするようであれば、そういう時は潔く喫煙設備を撤去することも考えられて然るべきではないかと思えます。いわば実験的な試行として喫煙設備を設けるということであれば、今回の条例のもとでも認められる余地はあるのではないかと考えます。以上です。

(鬼迫委員長)

ほかの委員の方、いかがでしょう。喫煙設備を設けるか設けないか。基本的にはそういうことに関連して、ご意見をうかがいたいと思います。

(西田委員)

御堂筋を喫煙禁止地区にするわけですので、原則としては喫煙設備も必要ないのではないかなあという考え方もできるわけですが、ただ、先ほどいろいろご説明がございましたけれども、それが無いことによって事実上条例が守られないという現実も見逃せないと考えますと、仮に喫煙設備を設けるにしても、それは必要最小限度、まさに松本さんがおっしゃいましたように、テスト的に置くということ。それも、それなりの、だれが聞いても妥当だと思われるような場所を選ぶということ。

それと、この資料にあるような施設で、これが喫煙設備ということになると、正直言って、これで分煙できていることになるのかなあという疑問はわくわけですね。かといって、これよりももっとしっかりした、きちっとした施設になると、かなりコストがかかるので、行政としてどこまでやっていくのか、そこらへんが非常に難しい課題かなと思います。結論的には、置くにしても試験的に必要最小限度で試してみるのがいいのではないかと思います。

(花嶋委員)

先ほど質問すればよかったのかもしれませんが、実際にほかの都市の喫煙設備は、何メートルぐらい離れたら、あまりたばこの煙のにおいがしなくなるのかなあというのは、ちょっと疑問かなと私も思います。

あと、御堂筋のところでイメージするに、あの歩道の幅でこういうものが設置できるのかなあというのも1つ疑問ですし、例えば町内会で一番問題になる、ごみのステーションをどこに置くかという問題と同じように、いざ喫煙場所を設置するとなった時に、「ぜひうちの前に来てください」というところが果たしてあるのかなあ。どこかが「来てください」と言ってくればいいですけども、もしみんなが「いやだ」と言った時に、どうやって調整をとったらいいのかというのも問題かなと思っています。

ただ、場所がうまくあれば、置くことも悪くないのではないかな。むしろ、「ここは路上喫煙禁止地区ですよ」ということをPRするために、喫煙の場所があってもいいのかなあとも思います。でも、そのためには、先ほど西田委員から話があったように、これは単に灰皿なのかどうか分かりませんが、空気を吸っている気配があまりないので、これで置いておくと、まわりにたばこ臭さが拡散するのではないかなという懸念はあります。

(鬼迫委員長)

うかがっておりますと、喫煙設備を設けるか設けないかという課題に関しては、いろいろな注文はつくわけですが、設けたらよかろうではないかというご意見の方が多かろうと思います。

私自身も、先ほど松本委員がおっしゃいましたように、例外中の例外ということになると、またもとに戻ってしまうので、本来設けるべきではないのではないかという考え方も一方において持っているわけですが、市当局におかれまして、路上喫煙の防止策を周知徹底される、啓蒙される、いろんな活動をされると思いますが、これも限界があるだろうと。したがって、喫煙設備を設けるということは、そこは路上喫煙防止についての、言うならば広告塔といいたいまいしょうか、そういう役割を果たすのではないか。今、我々が議論しておりますのは、御堂筋で喫煙設備を設けるということですから、禁止地区で設けることになりますから、まさに大阪の代表的なメインストリートの中で喫煙設備があることについては、逆に路上喫煙防止についての市を挙げての運動、活動をPRしているということも意味するので、そういう意味で積極的な意味を求めたいと個人的には考えております。

そう考えますと、皆様方のご意見を集約いたしますと、喫煙設備は設けるべきだと。設けても差し支えがない。最低、そういうニュアンスだと思いますが、お触れになった方もいらっしゃるかもしれませんが、しからば何カ所設けるか。1カ所で足りるのか、2カ所なのか、はたまたそれ以上なのか、そういう問題意識があるかと思いますが、それについて何か具体的なお意見をお持ちの方、いらっしゃいませんか。

(松本委員長代理)

具体的な意見ではないのですが、喫煙設備を禁止地区内に設けるという場合、もともと禁止地区が広大な地域というわけではありませんので、もちろんそれなりに広い地域ではありますが、地域全域というほどでもありませんので、候補となる場所は、最初から限られるのではないかと考えます。具体的にいくつか条件をあげていって、その条件に当てはまるものを探していくと、実際にはかなり限定されるのではないのでしょうか。

私が先ほど申し上げたような条件を仮に条件と認めていただければ、もうそこに合う場所は1つか2つぐらいしか見当たらないのではないかと思います。これは大阪市の方で探していただいて、それをこちらにご提示いただいてから検討すればいいのではないかと考えます。

(鬼迫委員長)

ほかにいかがでしょう。

(森田委員)

どこに置くかは非常に難しいと思います。おっしゃったように、全部なくしたらいいんですけどね。私も、この前、大阪市役所での会議を終えて帰りがけに、橋を渡って地下鉄に乗りに行くと、橋の上でたくさんの方が吸っておられるんですよ。その時一瞬思ったのは、やはり下に水が流れているからいいなあと思ってたんですけどね。

その場所の選定には、今、先生がおっしゃったように、市の行政のほうで決めていただいて委員会で検討するというのは、いい案ではなかろうかと思います。そうでないと、ものすごく温度差があると思いますのでね。

(坂口委員)

前回の委員会でも、ポイント、ポイントで設置場所等を決めていただくというふうに申し上げたと思います。今回に限り、1カ所、2カ所と言わず、4キロと距離がございますので、例えば数メートル以内に設置していただくように決めていただければありがたいと思っております。

(西田委員)

物理的なスペースを確保できるところと、かつ、もともと人通りが非常に多くて危険性が高いといわれるところをいろいろ調査なさっていますので、候補地としてはそういったところになるのかなあとと思いますけれども、これも具体的に行政のほうでご提示をいただいた上で検討させていただくのが妥当かなと考えます。

(花嶋委員)

吸ってもいい場所というよりは、路上喫煙禁止PRステーションみたいな形で作るのはどうかなと。ただ、いくらぐらいかかるものなのか、またどのぐらいの費用をたばこ関連事業者がご負担いただけるのかということも明らかにしないといけないのではないかと。税金を投入していいのかどうかは、ちょっと問題かなという気はいたします。

(鬼迫委員長)

PRステーションという機能を持たせるべきだというのは、私も大賛成でございまして、御堂筋は全長約4キロあるそうですね。ご承知のように、高島屋から始まって曾根崎署のところで終わるのですが、そのへんは市のほうで然るべくお考えになって、適地があれば考えていただいたらという答申もあり得ると思いますが、私は、最低2カ所だろうと。できれば3カ所ぐらいはどうかあと、これもまったく個人的な考えでございまして、考えております。

坂口委員のご意見では、できるだけたくさんつくったらどうかというご意見のようでございますが、これも例外の例外をつくるので、あまりたくさんというのも困るなあとという部分もございまして、具体的にはその程度かなと。あとは行政にお任せせざるを得ないのかなと思います。

ただ注文をつけますと、できるだけスマートなものをつくっていただきたいと思います。大きさというよりは、本当にセンスのある、大阪の市民マナーの向上につながるような、そういうスマートなものをおつくりいただければという希望を持っておりますが、いかがなものでしょうか。

(花嶋委員)

他市での事例の写真を見せていただくに、できれば囲いのないものではなく、いすのようなもので区域が限定されているというか。単に灰皿が置いてあると、どうしても「どこまで」というのが明確にならなくて、その近隣で吸ってしまうことになるので、吸う人も少し座れるほうがいいかもしれない。できれば何か少し囲いのあるようなタイプのほうが、「ここまでが喫煙できる場所ですよ」というのが明確になっていいのではないかと思います。ただ、そのためには、場所がちょっと狭いかもしれませんね。

(鬼迫委員長)

その点で事務当局のほうから、こういうことを調査していますというのがもしありましたら。

(事業部業務企画担当課長)

皆さんのご意見を最大限に生かして、実務的な検討をしたいと思っておりますけれども、1点だけあらかじめ申し上げておきたいのは、地区内のエリアが限定されておまして、ほとんど公的

なエリアは道路ということになりますと、道路はいろんな法律で条件がございまして、例えば今のお話の囲いであるとか、交通との関係とか、建物としてつくってしまえずに、仮のものとして、そんな条件があるために、この絵にありますように建物的にならない。それから、建物でないと空気を吸うような設備ができませんし、車の視界の問題とか、いろいろと条件がございまして、そのへんは条件をクリアーした上で、最大限に委員会のご意見を尊重したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(鬼迫委員長)

そういたしますと、この喫煙設備の仕様については、行政にお任せせざるを得ない。ご承知のように道路のいろんな規制がございましてね。しかも、それは交通安全にもつながっていくということになりますので、そういうテクニカルな部分を十分クリアーしなければいけないと思っておりますので、これはお任せせざるを得ない。

そうしますと、当委員会の意見としては、喫煙設備をつくる。「べきである」とまで皆さんが強く思っているかどうかは別ですが、喫煙設備をつくることは差し支えなし。最低限度、それは言えると思います。皆様方の最大公約数の意見としては、そこまでは申し上げることができると思います。

喫煙設備をつくられても可であるというご意見。そして、何カ所かというのは、今申し上げたようないろんな制約がありますが、それも市のほうにお任せするか、あるいは最低2つ程度ということにするか。そこに「最低」という言葉をつけておけば、適地があれば3カ所ぐらいは可能であるということになるかと思いますが、これも具体的に中間答申をしなければいけない。そんなことは具体的に言わないで、全部行政の裁量に委ねようということであれば、それはそれでも結構ですが、具体的にどのようにまとめるかということで、今の箇所の問題。

仕様の問題は、注文のつけようがないと思います。この色にしてもらいたいとか、あの色にしてもらいたいとか、材質はこんなものにしてもらいたいとか、これはちょっと注文のつけようがないと思いますので、これはお任せ。つくることも差し支えなし。箇所を何カ所ぐらいということを使うか言わないか、お任せしますと言うかどうか。

それと、花嶋委員のご意見で、要するに路上喫煙禁止の宣伝センター、広告センターのような機能を持たせる。事実上、そういうものを持たせる。そういうことについて皆様方が賛成ということであれば、それは答申の中に盛り込んで要望申し上げてもいいのではなかろうかと思

うわけではありますが、そのへん、今日の議論をまとめないといけないと思いますね。

(花嶋委員)

ちょっと荒唐無稽なものかもしれませんが、以前大阪府が、道路の煤煙だったか二酸化窒素だったかの除去のために、中央環状線のところで、空気を吸って土壌を通して浄化して外へ出すというようなことを、実際に大きな実験をやられたというのが記憶にあるのですが、ちょっと工事が大きくなるかもしれませんが、開放型であっても多少空気を吸って、どこかを通して、フィルターというほどでもなく土壌を通してみたいなのが可能かもしれないなど、ふと思いつきました。確かそれは、道路の排ガスを吸って、土壌を通してある程度浄化するという実験だったと思います。ソーラーパネルか何かを使って若干吸い込むみたいなのがもし可能であれば、大阪のメーンの場所なので、そこそこの費用でそういうことができれば、やってみてもいいのではないかなと思いました。

(鬼迫委員長)

私にはおっしゃっていることがよく理解できないのですが、具体的にどんなことですか。

(花嶋委員)

道路の空気を吸って、道路の横にある花壇みたいなどころの下から上へ出すことによって、そこをフィルターにして車の排ガスを浄化するという実験を以前にやっていたことがあったような気がするのですが、そういうふうな形で喫煙設備のところから若干空気を吸って、フィルターのようなところを通して外へ出してやるということをするれば。

確か中央環状線のどこかで実際に実験をして、空気を浄化するというをやっていたような気がするのですが、屋内でなくても、若干空気を吸ってやるということは可能なのかなと。

(鬼迫委員長)

かなりの機械設備を伴うものですか。

(花嶋委員)

実効性を上げるぐらいやろうと思ったら、かなりの機械設備を伴うのでしょうけれども。結

果どうだったかというところまでちょっと覚えてないのですが、そのぐらい新しいことを検討してみてもいいのかなという気がします。

(鬼迫委員長)

市のほうには、あつと言うような視点での設備、しかもお金があまりかからないで効果が上がるようなことを、希望として申し上げておきたいと思います。

そうしましたら、この問題につきましては、次回、8月20日ということですのですでにご予定をいただいていると思いますが、そこで最終的な結論といいたいでしょうか、一応の結論を出して中間答申書につなげるという段取りで進めてまいりたいと思います。後日、今日のご議論を事務局のほうでまとめていただいて、皆様方のお手元に届こうかと思っておりますので、そういったことをご参考にしていただきながら、さらに考えを詰めていただければ大変ありがたいと思っております。

この問題につきましては、大体この程度でよろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

(「第5回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼迫委員長)

私のほうからご説明するまでもなく、当委員会は条例の8条で、「路上喫煙禁止地区の指定または指定の変更もしくは解除について、市長の諮問に応じて調査・審議する」、これが主たる任務でございます。しかし、同第2項に、「委員会は、前項に定めるもののほか、路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査・審議するとともに、市長に意見を述べることができる」。先ほどの設備の問題もそうであったかと思いますが、そういう具体的な使命を負っております。これに基づいて、いわゆる重点啓発推進地区についてどう考えるかを、今、お諮りしようとしているわけでございます。

今もご説明がありましたように、「重点啓発推進地区」なんていう呼び方は、いかにもお役所用語らしくて、あまりなじめないという批判も一部においてあるようですので、こういった

地区のニックネームといいましようか、もっとスマートで簡単な呼び名も含めて、皆様方の考えをいただければと思います。そのとおり採用されるかどうかはわかりませんが、そういうことを含めてご議論をお願いしたいと思います。

(森田委員)

先ほどから申し上げていたように、11ページ、12ページは、行政の方に考えていただくことにほとんど関連しているんじゃないですか。うまいこと言って、みんなに何か考えさせようと思って。ここを見ていたら、先ほどの議題とものすごく関連性がある。毎日、次の会議まで1カ月間、じっと考えておられるのだから、我々に考えろと言っても、そううまくはいかないと思います。

(松本委員長代理)

この重点啓発推進地区という考え方は、私は非常におもしろい考え方だろうと思います。名称の問題については、私もちょっと異論があるのですけれども、考え方自体は非常におもしろいと思います。これは路上喫煙禁止地区の発想とは異なっておりまして、行政主体ではなく、地域が主体となって、積極的・主体的に喫煙マナーの向上を図っていくという思想に基づいているわけです。

このようなあり方が本来、本来というのはちょっと言い過ぎかも知れませんが、こういう考え方こそが喫煙マナーの向上という考え方と適合的なのではないかと思います。そういう意味で、この重点啓発推進地区というものが指定されて、実際に地域が主体的に喫煙マナーの向上にかかわっていくとすれば、全国に向けて1つのモデルを提供することになるかもしれません。そこに私は非常に期待するわけです。

ですので、名称についても単に路上喫煙防止のアピール効果があるものというイメージだけではなくて、大阪市と地域の市民が協働してよりよいまちづくりを推進していくというイメージを持った名称をつけるべきではないかと考えています。残念ながら、今、私には適切な名称が思いつかないのですが、私もこれからちょっと考えたいと思います。ぜひ大阪市のほうでもいいアイデアがあればここにご提案いただいて、この委員会で検討できたらと思います。

(花嶋委員)

私も、これこそが、あそこにある子どもたちのポスターのように「たばこの火がこわかったよ」とか「もう少しで顔にあたりそうやってん」というのを守ってあげられる、いい仕組みなのではないかと思いますが、これの名前をここでというのはちょっと難しいかと思います。もし時間があれば、こういう活動を一生懸命やってらっしゃる地域とか団体の方とかがいらっしゃるわけで、前回のパブリックコメントにも非常にたくさんのご意見をいただいているようなので、募集してもいいのではないかと。時間があれば募集して、みんなの愛称みたいなものをつけてもいいのではないかなと思います。

(西田委員)

どういう地域を重点啓発推進地域にするかというのは、非常に重要な課題ですが、大阪市内の場合、残念ながら、地域コミュニティが十分かと言うと、そうでもない。大都市であるがゆえに昼間人口と夜間人口との差が随分ありますし、こういった推進地区を設けていく場合には、やはり住民の方だけではなくて、事業者の皆さん方が本当に協力をしてもらえるような地域でないと、なかなか実効は上がらないのかなと。かといって、費用的な負担を企業とか事業者に求めるというのも私は反対ですけれども、そういった地域コミュニティが比較的しっかりした地域で危険性が高い地域を重点地域にしていくのかなと。

もう1つは、ネーミングについては、確かに公募してもいいかなと思いますし、あるいはどなたか専門家に適切なネーミングを考えていただくというのも1つの考え方かと思います。

(鬼迫委員長)

事務局からご覧になって、地域のほうから、むしろ申請といいますか、そういう地域に指定してもらいたいといったようなことで、名乗りを上げて来られそうなところは、何カ所があるんですか。

(事業部業務企画担当課長)

具体的にはちょっとあれですけども、イメージとしては、先ほど西田委員もおっしゃったように、外から来られてたまたまそこに支店を持っているということではなくて、例えば商店街のように、地域の中で事業をやっておられて、地域コミュニティと一緒にやっておられた

り、あるいは大きい商店街であっても、外から来たビジターに対しても、その個性を地についてアピールしておられるところから、ちょっとそういう声は私どもも聞いております。

(鬼迫委員長)

そうしましたら、この問題は、市と地区のコラボレーションをどのようにして活性化させていくかということにもつながるであろうと思いますので、ひとつ各委員の皆様方にもお考え置きいただき、また事務当局のほうでも、皆さん方のお考えの呼び水になるようなものが何かあれば、そういう情報提供などを次回までをお願いいたしたいと思います。次回にさらに重点的に議論をさせていただいたらどうかと思います。よろしゅうございますか。

事務当局のほうで、その他議題について、ご説明いただくことはございますか。

(事業部業務企画担当課長)

特にございません。

(鬼迫委員長)

それでは、3時まで若干時間がございますが、皆様方から、ご意見、何かございますか。フリートーキングで結構ですが、どうぞご発言いただきたいと思います。

(花嶋委員)

重点啓発推進地区というふうに、今、「地区」という形になっていますけれども、必ずしも地区でなくてもいいのかなという気もいたします。御堂筋が道路、「線」だったように、例えば私が住んでいるところの近くに大きな事業所があって、朝の時間帯、駅から降りた通勤の方がみんなたばこを吸われて、子どもたちとすれ違うのがちょっと嫌だなあとかいうようなところで、地域の住民とその事業所、実際にその事業所は、近所の交差点に警備員さんを出して交通整理みたいなのをしてくださっているの、そういうところが一緒になって、「地域」というよりも、そのルートとその時間をたばこマナーアップ区域、路線にするとか。

あるいは、大学等も、たぶん地域に大分ご迷惑をおかけしているのではないかと思いますけれども、駅から大学までの間、ある時間に集中してたくさんの人がどっと動く。その時の喫煙を事業所などがある程度主体的に注意するというか、キャンペーンを自分たちでやりますとい

う宣言というか。だから、24時間その路線に責任を持つというわけではないけれども、うちの事業所に関連する人たちの路上喫煙について、「私たちも頑張ります」というような、宣言みたいなものもありかなと。

そうすると、「地区」という名前ではなくて、「何とか運動」とか、もう少し幅の広い名前にするということもありかなと。地区限定ではなく、もう少し違う形で主体限定もありとか。もちろん地区限定もありですし、そういう方向でもいいのかなと思います。

(鬼迫委員長)

坂口委員、この重点地区に関して、いかがですか。

(坂口委員)

例えば御堂筋に面したオフィスに勤務されている人が、仕事におけるストレスとか憩いの一時、青空の下で、喫煙場所以外のところでしたら、携帯灰皿等を持って、ポイ捨てをしないように、マナーを守っていくように皆さんにアピールしたらどうかと思います。携帯灰皿を持って、ポイ捨てをしないというふうに持っていければいいかなと思っております。

(鬼迫委員長)

とにかく次回までに、事務当局のほうでも、いろいろお考えの向きは、委員さんのいろんな発想を刺激していただくためにも情報提供していただきたい。

そうしましたら、以上のようなことで閉会させていただいて、よろしいでしょうか。事務当局、よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

冒頭にお伝えすべきだったのですが、鬼迫委員長からご紹介もございましたように、昨日、禁止地区の告示がございまして、そのイベントがございました中で、皆様にご紹介させていただきましたのぼり、マナーに関する子どもさんのポスターを掲示させていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり、まことにありがとうございました。引き続き次回もどうぞよろしくお願ひします。本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 午後2時55分